

食の安全・安心条例等の施行状況に関する点検・検証結果(概要)

〔平成21年3月31日〕
北海道農政部食品政策課

点検・検証の経緯

平成20年度に、施行後3年を経過する「北海道食の安全・安心条例」及び「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」の施行状況について、幅広く道民から意見をいただきながら、知事の附属機関である「北海道食の安全・安心委員会」等の審議等を踏まえ、点検・検証を行った。

参考

[条例の附則]

知事は、この条例の施行後3年を経過した場合において、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

点検・検証結果

【主な課題と対応方向】

- (1) 食の安全・安心を取り巻く状況と条例の位置付け
国際的に食料需給がひっ迫する一方、食の安全性に対する関心が高まる中で、「食の安全・安心条例」の果たす役割はますます重要。
「北海道食の安全・安心基本計画」を早期に見直すほか、「北海道農業・農村振興条例」等に基づき、食に関連する産業の一層の振興を図り、食料の安定供給を推進。
- (2) 食の安全・安心に関する情報提供の推進
消費者等に対し、食の安全・安心に関する情報を積極的に提供し、学習機会の拡大を図るとともに、わかりやすい情報提供を推進。
- (3) GAPとHACCPの導入等の促進
平成23年度までに、おおむね全ての主要な産地にGAPを導入するとともに、「北海道HACCP自主衛生管理認証制度」等の普及、事業者のコンプライアンスの徹底を推進。
- (4) 環境に配慮した農業の推進
YES! clean農産物の生産拡大やクリーン農業の高度化を推進するとともに、「北海道有機農業推進計画」に基づく取組を強化。
- (5) 加工食品の表示の充実
加工食品の原料原産地表示(情報提供)の充実に向けた道独自の取組を推進。
- (6) 食品のトレーサビリティの導入の促進
トレーサビリティの理解促進や流過程の各段階における関係者の取組や連携強化を促進。
- (7) 道独自の表示制度の認知度向上
YES! clean表示制度や道産食品独自認証制度(きらりっぽ)の認知度向上に向けた取組を推進。
- (8) 食育及び地産地消の推進
関係者の連携強化と食育を支援する取組の積極的な推進、「北海道食育推進行動計画」の早期見直しのほか、市町村食育推進計画の作成を促進。
愛食運動の積極的な展開や地場産物を使った学校給食の食材の安定供給を推進。
- (9) 遺伝子組換え作物の交雑等の防止
開放系での遺伝子組換え作物の栽培は、条例に基づき厳重な管理体制の下で行うとともに、遺伝子組換え作物・食品等について積極的な情報提供やリスクコミュニケーションを実施。

点検・検証結果に基づく条例等の取扱い

- (1) 食の安全・安心条例
条例の目的や基本理念、施策等の枠組みは妥当であり、条例の見直しは行わない。
食の安全・安心を進めるための施策の一層の充実が必要であり、「北海道食の安全・安心基本計画」を早期に見直す。
- (2) 遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例
開放系での遺伝子組換え作物の栽培等による一般作物との交雑・混入を防止し、生産・流通上の混乱を防止するため、条例の見直しは行わない。